

データセンターの立地に関する関係省庁連絡会議の開催について

令和 8 年 9 月 10 日
関係省庁申合せ

1 生成 AI を始めとするデジタル技術にとって重要なインフラとして、国内におけるデータセンター整備の加速が求められている一方で、住宅近傍への立地や環境影響等への懸念に伴う地域との^{あつれき}軋轢など、地域社会との共生が重要な課題となっている。こうした状況を踏まえ、データセンターの立地促進と地域共生に向けた対応を一体的に進める観点から、関係省庁の緊密な連携の下に必要な施策を検討・推進するため、データセンターの立地に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）
副議長 総務省総合通信基盤局長
経済産業省商務情報政策局長
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
総務省総合通信基盤局電気通信事業部長
消防庁次長
経済産業省商務情報政策局審議官
資源エネルギー庁次長
国土交通省都市局長
国土交通省住宅局長
環境省水・大気環境局長

3 連絡会議の下に幹事会を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4 連絡会議及び幹事会の庶務は、内閣官房の協力を得て、総務省及び経済産業省において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 内閣官房について、既存の事務の不断の見直しを行い、できるだけ組織を効率的なものとしていくことが重要となっていることに鑑み、この規程は、令和 11 年 6 月 30 日をもって、

その効力を失う。ただし、附則第 3 項の必要な措置によって規程の効力を失わないこととしたときは、この限りではない。

2 今後、連絡会議の下で会議等を開催する場合には、当該会議等の開催等に係る規程等は、同日をもって、その効力を失う。

3 内閣官房は、附則第 1 項の期限までに、連絡会議の運営状況等を勘案し、期限経過後の連絡会議の在り方について、改組及び期限の延長を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることなどにより、引き続き、既存の事務の不断の見直しを行うものとする。